

全国伝統的建造物群保存地区協議会
伝建キャッチコピーの使用に関する取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、全国伝統的建造物群保存地区協議会（以下「伝建協」という。）で制作した、伝建キャッチコピー「移りゆく暮らし 変わらない町並み」（以下「キャッチコピー」という。）を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

（使用目的）

第2条 キャッチコピーは、重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」という。）への思いを共有し、より広く、多くの人に重伝建地区について伝え、知ってもらい、その魅力・イメージを国内外に発信するために使用するものとする。

（キャッチコピー等に関する権利）

第3条 キャッチコピー等に関する一切の権利は、伝建協に属する。

（使用の届出）

第4条 商業利用、イベント関連告知等でキャッチコピーを使用しようとする者は、あらかじめ伝建キャッチコピー使用届出書（様式第1号）を伝建協会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 伝建協又は伝建協加盟市町村が使用するとき。
- (2) 伝建協又は伝建協加盟市町村が使用を依頼するとき。
- (3) 学校教育法第1条に規定する学校が教育の目的で使用する時。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (5) 著作権法に定める著作権の制限に該当するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に不要と認めたとき。

2 会長は、前項に規定する使用届出書が提出された場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを受理する。この場合において、会長が必要と認める場合には、キャッチコピー等の使用方法その他について、条件を付することができる。

（使用の制限）

第5条 キャッチコピー等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は届出書を受理しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 伝建協又は重伝建地区の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合

- (4) 特定の個人，政党，宗教団体を支援し，又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (7) キャッチコピー等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) キャッチコピー等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) キャッチコピー等の使用が適当でないと認められる場合
- (10) その他会長が別に定める要件に該当しない場合

（使用料）

第6条 キャッチコピー等の使用料については，無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 第4条の規定に基づく届出を行った者（以下「使用者」という。）は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に当たっては，原則，別添『ガイドライン』に定められた使用方法を遵守すること。なお，やむを得ずガイドラインによらない使用を行う場合については，伝建協と個別に協議すること。
- (2) 届出を行った使用目的のみに使用すること。
- (3) 会長から求められた場合，キャッチコピー等を使用した資料や物品等を提出すること。

（届出内容の変更等）

第8条 使用者が使用届出の内容について追加又は変更しようとする場合は，あらかじめ変更届出書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は，前項に規定する変更届出書が提出された場合には，その内容を審査のうえ，適当と認めるときは，これを受理する。

（使用の差止め）

第9条 会長は，次の各号のいずれかに該当する場合には使用者に対し，キャッチコピー等の使用を差し止めることができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第5条のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他キャッチコピー等の使用継続が不適当であると認められた場合

2 会長は、前項の規定による使用の差し止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 会長は、使用者にキャッチコピー等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占性等）

第10条 この要綱による使用届出は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャッチコピーを使用する権利を取得し、かつ、商品、使用者等について伝建協の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第11条 伝建協は、この要綱による使用届出の処理に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第12条 伝建協は、キャッチコピー等を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャッチコピー等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、キャッチコピー等の使用に際して故意又は過失により伝建協に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を伝建協に賠償しなければならない。

（事務）

第13条 この要綱に関する事務は、伝建協事務局（情報発信担当）が行う。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、キャッチコピー等の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年7月3日から適用する。